

7. 付録

7.1 近藤芳樹『牛乳考・屠畜考』（明治4年）

序言

人と生まれてハ其なすへきことをなし
なすましき事をなさゝるこれ万物に
すくれたる所なり其なすへきことゝハ此
の為人の為利益となるへきことなり
其なすましきことゝハ無智偏固にして
行状禽獸に類するものと也近藤
芳樹著述せるこの一卷をミルニ此の
為人の利益とならんことすくなからず
故にこの書をよみこの書を用ん人ハ
其身のやしなひを増し又偏固
拘泥のやまひを去り此の大利益
ともなりなんこと具（ずぶさ）にいふたるなりけり
国に補益あるの書とハこれ等の書
をこそいふなりけれ
明治五年季冬

福羽美静しるす

「牛乳考」

牛乳は補益の最上なる良薬にして。常にこれを
飲むときハ。弱きを強く。老いたるを壮ならしむ。然
れども。腐敗しやすき物なるゆえに。牛牧に遠き
所の者に。飲むことをかたしとす。故に美留久と
いふ者に製して用ゆ。美留久はすなはち練乳な
り。其能。生乳に異^{カハ}ることなし。然るに固陋なる片
鄙の人は。近来西洋より傳來せし方なるゆえに。
これを飲むをバ。穢なりと云て。忌嫌ふ者おほし。
これ甚^{イミ}じき僻事^{ヒカコト}なり。わが皇国において。牛乳を用

いそめたるは。孝徳天皇乃御代にして。當時^{ソノトキ}これを
を朝廷に^{タテマツ}獻りしかば。天皇飲御して。甚く褒美^{イタモメ}さ
せ給ひ。獻^{タテマツ}りし者に。和^{ヤマトクスリノ}藥使主といふ氏姓^{ウヂカバ子}を賜へ
り。[割注]姓氏録に見えたり。この和藥使主に。姓氏録に其名を善
那[割注]那一本郡に作れり。と載せたり。然るに類聚三代格乃弘仁
十一年二月十七日の太政官符に。乳長上の事を
いえるには。難波長柄ノ豊崎宮ノ御宇。大山上和^{ヤマトクスリノ}藥使
主福常。習^ミ取^レ乳術^ヲ。と見えて。善那と福常と其名か
はれり。其名はかはれども。共に孝徳の御代なる
ことはたがいなし。かかればこの時。はじめて牛
乳を用いそめたる事。うたがいなし。それよりこ
のかた。大い世に行われ。西宮記を^{カムガエ}檢るよ。京都左
近ノ馬場乃西に。乳牛院を置て。典藥寮の別所とし
たまえり。こ乃院に。別當乳師預等の官員ありて。
^{アヂフ}味原乃牧[割注]典藥寮式に。寮ノ牛牧と見ゆ。和名抄に。摂津国東生郡味原とあり。日本紀萬葉集
^{アチフ}
等にも出て名だかき地なり。の牛を、分ち飼へり。其文に。供^ミ御スル三
宮^ニ乳。とあり。三宮は主上中宮東宮の三宮なり。[割注]中宮
を後世は皇后乃御事のみにいえれども。ここは太皇太后皇太后乃御三方を。すべて中宮と
いえること。令條のごとし。さるは孝徳乃御代より以来。主上
をはじめ。中宮東宮にも^{キヨシメ}飲御したまえること。是

を以て知るべく。三宮のみならず。下々にも及び
たり證文ハ。春記乃長曆三年十月十四日。今日
始^ラ服^ス生乳一盃^ヲ。自^レ今可^キ持^テ参^ル由。仰^ス乳牛司正友^ニ。予已^ニ
為^リ別當^ニ仍^テ不^ル可^レ霍乱^ス也。となり。是によりて思へば。三
宮に^{キコシノ}飲御したまへるも。皆生乳にて。其乳を取る
牛七頭あり。乳牛院に於て是を畜ふ。政事要略な
る元慶八年九月一日の格に。乳牛院立^{タチガヒノ}飼牛惣^テ十
四頭。就^テ中^ニ母牛七頭。遞^ニ相輪轉^{シテ}以充^ツ供御^ニ。(中略)復^テ奮^ニ将
^レ勘^{ムト}四歳以上十二歳以下之課^ヲ然^{ラハ}則供御之儲^{自^{オノツカラ}備^{ラム}}
云々。と見えたるは。今年より改めて。四歳より十
二歳までの牛乃乳を取る制になれるなり。そは
老牛はおのづから乳少なければ。其課を免さる
る例とおもはる。彼典藥寮式なる^{ハミ}食料の大豆乾
芻等の数を思ふに。壮んなる牛に。食料を豊かに
^{アタ}與へらるるも。乳をおほく取むとてなるべし。宝
曆のむかし。賀茂真淵先生牛乳を飲れたり。と幼
き頃聞きたりき。^{ソノトキ}當時はいかなる事にか。穢わしき
ものを。と快からずおもひしにそれより以来。古
書に此事どものかく記せるを見て。疑ひを釈け

り。また美留久^{ミルコク}は。別に朝廷より。諸国に乳戸といふ民を置て。これを絞らせ。其を煎じ詰めて。最上の美留久となさしめたまへり。美留久ハ洋名なり。皇国にてこれを蕪といふ。往昔は。国々より番次を以て獻れり。延喜民部式に。凡諸国貢ス^ル蕪ヲ。各依^ニ番次^ニ。當年十一月以前^ニ進^レ了^ル。但出雲国^ハ十二月ヲ為^レ限^ト。輪転隨^テ次^ニ。終而復始。其取^ニ得^ル乳^ヲ者。肥牛^ハ日^ニ大八合。瘦牛^ハ減半。作^レ蘇^ヲ之法。乳大一斗ヲ煎^テ。得^ニ蕪大一舂^チ。と見えて。わが防長よりも。此蕪を^{タテマツ}獻^ルれることいと^{フル}奮^クあり。そは東大寺所蔵の天平十年周防国正税帳殘缺に。造蕪肆舂小。納^ル壺肆口^ニ。[割注]並小。乳牛六頭取^ルコト^ト乳^ヲ廿日。飼稻肆拾捌束。[割注]牛別四把。と見えたり。はじめはかく四壺なりしに。延喜の頃は増て六壺となれり、民部式に周防六壺[割注]並小一舂。これなり。また長門は同式に。八壺[割注]共小一舂。とあり。周防よりハ多し。殊に長門は。諸書に長門牛の名散見して。其乳も他国よりは^{スグ}勝れたりけむを。牧の在所さへ。いづくともさだかならずなりぬれば。ましてその畜養の道も。傳を失ひたるこそ惜けれ。されば正月の大臣の大饗

に。勅使を以て蕪をたまうの式あるは。これ饗膳
乃塩梅を調和せしめたまはんが為那る事は勿
論にて。^{モシ}若くは初春。陽気発暢乃時に。この補益の
良薬と賜ひ。、公卿を愛撫したまふ。いとも^{カミコ}恐き
聖衷より起れる事ならんもはかり難し。抑孝徳
天皇乃御代より。今に至て千三百年。西洋諸国の
ごとき。大概これより後に^{ヒラ}關けたるよしなれば。
いかでか孝徳乃御代に牛乳^{ミルク}美留久の舶来なら
ん。^{カナタ}彼方には、わが皇国の製方を。早く傳習したる
が。断絶せずして。令に傳われるにぞあるべき。^ア嗚
^ア呼皇国は、保元以来の兵乱に。これのみならず。古
来乃良法。ことごとく廢滅したるを。またかく西洋
より復傳せるも。實に^{スメカミ}皇神の斯民と哀愍したま
ふ。^{ミココロ}御意ならんも知るべからず。其はともあれ。前
件にいえる如く。晴儀乃宴會にさへ用るしめた
まひて。穢れたる品にあらざる事明らかなれば。
疑念を棄て飲み試みよ。果して^{タス}虚弱老衰を補く
る乃功驗。^{マタダ}瞬くうちにありぬべし

こは。おのれはやく著はしおける考なるを。

或人。ここかしこ^{ハブ}を省きて。常人の見やすかるべくちぢめなし。東京に送りて。雑誌乃中に収めしめけり。されどあまりに事そぎすぐして。おのれが^{ココロ}意乃達なぬ所もあるこちすれば。こたび全文を梓にちりばめ^{ヲハン}畢ぬ。なほ引洩せる書どもおおかるべくおぼゆれど。さのにわとて筆をとどめつ。

「屠畜考」

今世馬牛を畜養する者。その馬牛の老羸。斃るゝに至れるときは。生涯の勞を憐に。これを屠戸に

[割注]屠戸。和名抄には屠兒と見えて。^{ハブリ}屠_二牛馬肉_一販賣スル者とあり。これを業とする民なり^{アタ}與へず

して。^{ミツカ}自ら山野に埋葬し。甚しきハ。僧を迎へて讀經回向せしむるに至る。これいかなる迷ひぞや。

凡天地の間に生を稟る者。みな天神^{アマツカミ}高皇產靈神^{タカミムスヒカミ}

皇產靈の二神^{ミムスビ}乃靈結^{ムスビ}によらざるは死し。二神の

人を首として。禽獸に至るまで。これを結びこれ

を産^{ウマ}しめたまふ。皆國用に^{アテ}充たまわんが為なる

を。其うちにて。人は生類の至貴なるものなれば。

死すれば其體を全くして収葬し。所謂^{イハニル}牛^{ヒラ}を啓け

足を啓けの教を畢る。牛馬は生ては力^{チカラ}を人の為
に盡し。死しては皮肉を人の用に備へ。生死ともに
有益乃物となりて。畜養せられし恩に報ゆ^{ムク}。然る
に牛馬乃死せるを。人の死せるとおなじく。空し
く山野に埋めなば。牛馬もし魂あらば。死所を得
ずと歎くべし。これただ中古以来。仏法盛になれ
りしより。佛法はかの墨氏の兼愛に同じく。人と
禽獸との差別をなさざるゆえに。人皆此道理を
辨へず。死骸を屠るを憐^{アハレム}の情より起りて。人とお
なじく葬らむとす。これ釋氏の教に迷わされし
ものにて。上古は更に然らざりしなり。今諸人の
迷ひを醒^{サマ}させんが為に。上古朝廷より布告した
まへる所の。令式の正文を引ていふべし。厩牧令
に凡馬牛死^{セハ}者。各牧^ム皮腦角膽^ヲ。若得^ハ牛黄^ヲ者別^ニ進^ス。と
あり。此書は文武天皇の勅撰にて。皇朝乃寶訓な
り。かく皮腦角膽とあるを見れば。まづ皮を剥て
これを取る。其皮は。延喜の左右馬寮式に凡馬牛
鬣^{レバ}者。以^テ其皮^ヲ充^ヨ鞍ノ調度并籠頭等料^ニ唯御靴ノ料ノ牛皮
七張半。充^ヨ内蔵^ニ。年中神事ノ料ノ馬皮一張充^ヨ木工寮^ニ。騎

射^ヲ的^ニノ馬皮各二張。充^ク近衛兵衛等ノ府^ニ。其除^ク年中用^フ之
外。賣却^{シテ}充^ク寮中ノ用^ニとありて。皮を用ること是のみ
ならず。猶かれこれといと多きを。さばかり有益
乃^{ムクロ}體を。土中に埋藏せんことは。不明乃弊より起
れりとはいひながら。惜むべき事にあらずや。ま
た彼皮脳角膽の義解に。謂脳者馬脳也。膽者牛膽
也。とあり。釈記に脳^ハ馬頭中髓也また古記に。膽^ハ肝
之府也といえれば。これらの物。馬牛を解體せず
は。いかでか取ることを得む。されば古しへは。斃
れたる馬牛を。そのまま埋藏すといふことは。決^{キハメ}
てなかりしなり。今馬脳牛膽の機能を。本草綱目
名醫別録等乃書によりて考るに。諸病に用いて。
その功験いちじるく。誠に人家日用有益のもの
なれば。これらの義をよくよく辨へ。牛馬の死體を
バ。屠戸に賣て。皮脳角膽を取らしむべし。中には
牛^{ゴワウ}黄のあるもあるべければ。必ず等閑にすべか
らず。また殊に近頃。牛^{ナオザリ}穴を食ふ人のおほきを。洋
風乃世に行なるより起るにて。わが皇国の
古へには无かりし事なり。といふ人もあるは。い

たく古へに^{クラ}暗き説なり。廐牧令に。凡因^テ公事^ニ乗^リ官
私ノ馬牛^ニ。以理致^セ死^ヲ云々。其皮^穴所在ノ官司出^シ賣^ニ。送^リ價^ヲ
納^ム本司^ヘ。とあり。本司とは左右馬寮なり。即ち義解
に。雖^ニ是私畜^レ。其皮^穴皆納^ム官司^ニ。官以^ニ本畜^ヲ酬^イ替^ル故也。
と見ゆ。これはたとへば。今世も。朝廷より定め置
たまふ馭馬は更にもいわず。時により。私畜乃馬
牛をも。公事に用ゐらるゝことあるが。途中にて
斃れたるをバ。皆その所々の官司に取あげて。出
し賣て。價をば馬寮に納むるなり。さてその馬牛
の主へは。朝廷より。本畜乃馬牛酬^イ替^ヘたまは
るをいへるにて。かく穴をも賣せらるるは。求め
て食ふ者あればなりけり。さるままに馬牛の穴
といへども。食ふを禁ぜられたること更になく。

[割注]天武紀に。禁制をみえたれども。こはゆえある事にて下にいえり神代にすら。古語

拾遺に見えたる如く^{オホトコヌシノ}大地主神の營田乃日に。穴

を以て田人に^{クハ}食しめたまへる事あり。その時御

^{トシノ}歳神之子。至^リ於其田^ニ。唾^{ツハキ}シテ饗^ニ而還^リ。以^テ状^ヲ告^玉へ^リ父^ニ。御歳神発^ニ

怒^ヲ。以^テ蝗^ヲ放^玉へ^ニ其田^ニ。苗葉忽枯損云云。とあるハ。^{モトヨリ}原來牛

穴をも常に食ふならばしなればこそ。田つくる

人に食^{クハ}しめたまへりけめ。然るを御歳神の子乃。
その饗をみて。これに唾して帰りて。父神に告た
まへりしかば。父神怒りて。蝗を放ちたまへるハ。
常は兔もあれ^ト営田の日は。年あらむ事を祈て。田
頭には注連^{シメ}をひき。村里には祭祀をも行ふが後
世まで乃ならはしなれば。其日にしも。牛宍を田
人に食^{キク}しめたまへるを。いかがは穢^{キク}なしとおほ
しめさざらむ。また天照太神の。河水に鹿宍^{シムラ}乃流
れたるを見そなはして。悪^{キタナ}しと宣^{ノタマ}へる事。倭姫世
記に見えたるは。食^{クラ}へる事にはあらず。さるは道
乃^{カタハラ} 傍^{スタ} などに。馬牛の宍乃乗りてあるを見ては。手
足に觸れはせでも。穢れたる如きここちにおぼ
ゆるは人情なり。そは宍乃^{アサラ} 鮮^{コシラヘ} けきを調理たると
は異^{コト}にて。その宍乃^{クサ} 腐りたるを。目に見るが厭^{イト}は
しきよりきたなしとも思へるなれば。太神も食
ふを悪^{キタ}なしと嫌ひたまへるにはあらず。と知る
べし。[割注]食ひて忌あるは別事にて。下にいへり。また神武紀に。弟^{オトウカシ} 狛^ミが皇
帥^{イクサ} を饗^{アルジ} せし所に。大設^ク 牛酒^ヲ とあり。通證に上古不
禁^セ 肉食^ヲ と見ゆ。此牛酒を。漢籍によりて。かかる字

を用いられたるにて。皇国の上古に牛犬を喰ひ
し事無し。といふ人もあるは。いたく非にて。大
和は海邊に。遠く。魚類の少なき国なれば。必ず斃
牛を屠りて。肴とせしなるべし。天武紀乃四年四
月十七日の詔に。莫_レ食_ニ牛馬犬猿雞之肉_ヲ。以外_ハ不_レ在_ニ
禁例_ニ。若有_{レハ}犯者_ニ罪_{スレ}之。と見えて。この時五畜を食ふ
ことを禁ぜられたり。されどもこは。此御代のこ
ろ。佛法盛んになれるまゝに。天皇。かの平等兼愛
乃説に迷ひたまひて。殺生を罪とおぼしめして
の事なり。その證は。これよりさき。同月五日に。僧
尼二千四百余を請て。大齋を設けさせたまへる
事なり。即ち五畜を禁ぜられたる此文も。其齋會
に十日ばかりおくれたるのみにて。牛馬犬猿雞
の字乃うへに。比_ヒ滿_サ伎_キ理_リ梁_{ヤナ}乃事もありて四月
朔以後。九月二十日以前。と見えれば。年中に涉_{ワタ}
れる禁制にもあらず。さるハ仏家の夏中の安居
などより。起れるなるべく思われるれば。これ人主
一時の権制にて。永世乃法度にはあらざるなり。
さるからに。後々に曾_{カツ}て食ふを禁せられたる事

は無し。但その禁制はなれども。法曹至要抄に。六

畜の宍と食へば。三日の忌ありと記して。[割注]此外の書にも。

三日の禁を記せるおほし。常人といへども。かばかり乃忌を

ばすべく定めさせたまへり。[割注]六畜の中にも。雞は忌む限にあらず。

外乃五畜は。食はば三日のうち。神社にまうづべからず。さるは神代にすら。

これを食へる證あれば。まして人の世となりて

は。更に憚るべき事にはあらぬ物から。他の禽獸

虫魚とは異にて。牛馬は稼穡をたすくるものな

れば。神の御意に。その生育を好み愛しみ。その死

損を憎み忌みたまふ。されども此肉。人身に補益

あるをもて。食ふことをば禁めたまわず。然禁め

たまはざらんには、祭祀にも忌むまじく。社参に

も憚るまじきを。猶忌もし憚りもするは。まさし

く家に畜て。人の親しみ厚きまゝに。その厚きよ

り憫み起り。そ乃憫みより情動きて。神事專一な

らずなりぬべければ。おのずから三日の忌。無く

てはなるべからずなれるなりけり。殊に大地主

神乃。田人に饗したまへるには。其割烹に就て。生

血の穢もあるべければ。大歳神の怒りませる。實

に^{コトワリ}理なり。そもそも禮は。天降にあらず。地出にあらず。人情より起りて。ほどほどに限を建たる物にしあれば。同じ生類といへども。おおかたの禽獸虫魚を食ふには忌を制せず[割注]大かたの禽獸虫魚も。祭^田には忌むこと。令式に見えたるが如し。畜養の物には。忌を制したる。その礼を。その情にもとづきて定めたまへる。太古乃制度に注意して。令式乃正義を失ふべからず。かゝれば家^カに畜はざる禽獸は。これを殺してその皮角肉^{トリモチ}を採用いれども。さすがに家^カに畜ふ馬牛は。古しへはこれを殺すことをバせず。自^{オノゾカラ}然斃れし時に。皮肉脳角膽を収用せり。[割注]大祓詞に。^{ケモノタフシ}畜生^{タフシ}仆志とあるは。わざと斃すことにて。仆志^{タフシ}は令仆なれば。いたしへ牛馬をも殺すこと。まれにはありしなるべし。かく家畜と。家畜にあらざるとの別。明らかにたちたれば。今世とても。故^{フルキ タツ}を温ねて時勢^{クミハカ}に斟酌り。これを行わば。わが防長にても。牛馬乃斃れたるを。空しく埋藏するの悪斃^トを遏めて。屠戸^{ウリアタ}に賣與へば。一年の間にも。其數何千頭に至れるよしなれば。是^{アマネ}を普く諸国に推し及ぼさば。實に莫大の利益なるべし。

明治五年九月

近藤芳樹

7.2 牛乳に関する法規

以下牛乳等に関する法規は『東京の牛乳衛生史－130年のあゆみ－』141～154頁によるものである。

東京府知事達（たっし）

（明治6年10月19日）

牛乳搾取ニ就テノ心得

牛乳搾取ノ儀ニ付テハ本年第163號御布告ノ趣モ有之不潔臭穢無之候様致へキ筈ノ處自然等閑ノ者有之候テハ不都合ノ至ニ付自今別紙ノ通心得規則差定鑑札相渡營業可差許候條更ニ願出候様可相達事

但牛馬賣買鑑札所持ノ者ト雖別段願出へキ事

明治6年10月19日

東京府知事 大久保一翁

牛乳搾取ニ就テノ心得

第1條 1 豨（タウン＝殻を持って畜類を養う意）場不潔臭穢無之様注意可致事

第2條 1 牝牡頭數及犢（仔牛）ノ員數記載致シ願出へキ事

第3條 1 乳牛ヲ名トシ牧畜ニ紛敷儀一切相成ラス候事

第4條 1 鑑札1枚ヲ以テ別所ニ飼養營業候儀相成ラス候事

但鑑札ハ1枚ヲ以テ養豨7頭ト相心得へク尤モ生犢7頭以上ニ至リ候ハハ猶又鑑札願出へキ事

右ノ通相定候條萬一等閑候者有之ニ於テハ相當ノ所置申付へキ事

牛乳搾取人取締規則

注：本則は明治11年6月30日の『読売新聞』（東京大学明治新聞文庫蔵）によるものである。

（警視廳 明治11年6月甲第45號）

東京警視本署録事

甲第四十五號

牛乳搾取人取締規則更ニ左ノ通り改定候條此旨布達候事 明治十一年六月廿八日 大警視川路利良

牛乳搾取人取締規則

第1條 乳牛ヲ蓄養シ乳ヲ搾取セント欲スル者ハ左ノ書式ニ準據シ圖面ヲ添へ其區戸長ノ奥印ヲ以テ警視本署へ願出鑑札ヲ受ベシ但シ鑑札料トシテ金拾錢ヲ納ムベシ、

第2條 若シ居所ヲ轉ズル節ハ第一條ノ手續ヲ以テ更ニ願出ツベシ、

第3條 豨場ハ時々洒掃シ決シテ不潔臭氣ナキヲ要ス可シ、

第4條 乳牛ヲ名トシ牧蓄ニ類似ノ所業ヲナスベカラズ、

第5條 牛乳ハ人身ノ健康ヲ保全スル至重ノ飲料ニ付他ノ品種ヲ混和シ及ビ
塵埃セザル様注意スベシ、

第6條 乳汁ヲ運搬シ及ビ貯藏スルノ器具ハ決シテ銅製ヲ用フベカラズ、

第7條 蓄牛若シ病ニ罹ラバ醫師ヲ招キ治療ヲ乞ヒ萬一傳染病ノ兆候ト認ム
ルトキハ速カニ其容体書ヲ添へ所轄警視分署へ届ケ出ベシ、

第8條 蓄牛増減アラバ其時々所轄警視分署へ届ケ出ベシ、

第9條 總テ此規則ニ違背スル者ハ裁判所ニ送付シ相當ノ處分ヲナスベシ

記

何國産

一牛何頭

内（牝何頭牡同犢同）

右、乳汁搾取ノ為メ蓄養營業致度候間實地檢査之上鑑札御付與被下度尤近隣
故障無之候間連名ヲ以テ此段奉願候也

第何大區何小區何町何番地

年 月 日 族籍 何某印

隣家 何某印

同 同

同 同

前書ノ通り相違無之ニ付致奥印候也

戸長

何某印

大警視姓名殿

甲第17號警視總監布達

（明治18年11月13日）

牛乳營業取締規則別紙ノ通り之ヲ定メ來ル明治19年2月1日ヨリ施行ス
但シ明治11年6月甲第45號ソノ他之レニ關スル從前ノ達等ハ施行當日ヨ
リ廢止ス

右布達候事

明治18年11月13日

警視總監 大迫貞清

（別紙）

牛乳營業取締規則

第1條 牛乳搾取營業ヲ為サントスル者ハ畜牛ノ頭数並產地ヲ詳記シタル願
書ニ圖面ヲ添へ（借地ニ畜場ヲ設ケントスル者ハソノ地主連署）區ハ區長郡
ハ郡ノ戸長ノ奥印ヲ受ケ警視廳へ差出シ免許ヲ受ク可シソノ畜場ヲ轉換シ
又ハ支場ヲ設ケントスル者モ又此手續ニ從フ可シ

第2條 牛乳販賣ノ營業ヲ為サントスル者ハソノ搾取營業者ノ住所氏名並畜

場ノ地名ヲ詳記シ第1條ノ手續ニ依リ警視廳へ願出免許ヲ受ク可シソノ支店ヲ開設セントスル者モ又同シ

第3條 搾取營業者ハ畜牛ニ増減アルトキソノ産地ヲ詳記シ又牛乳販賣者ニシテソノ元請所ヲ換ヘタルトキハ搾取主ノ住所氏名及ヒ畜場ノ地名ヲ詳記シソノ時々警視廳へ届出可シ

第4條 牛乳搾取人ハ其搾取竝牛酪干酪 粉乳コナミルク 濃乳コンデンスミルクノ製造高販賣人ハ其賣捌高ヲ記シ1ヶ月分取マトメ翌月5日限り所轄警察署ニ届出可シ

(ママ)

第6條 牛乳販賣者ハ配達人ニ左ノ標札ヲ顯帶セシム可シ

表	裏
牛 乳 配 達 人	販 搾 売 取 主 主 の の 住 住 所 所 氏 氏 名 名
豎 3 寸	横 2 寸

第7條 乳汁ハ臨時検査シ不良ノ乳汁ハ其販賣ヲ禁シ又ハ之ヲ取揚ク可ク

第8條 乳汁ノ容器ハ鉛銅其ノ他有害ノ物質ヲ用ユ可カラス

第9條 牛小屋ハ1寸以上ノ厚板ヲ以テ敷設シ畜場内ハ總テ1日1回洒掃ヲ地盤為シ糞尿其他不潔物ヲ溜堆ス可カラス

第10條 犢牛ハ生日ヨリ150日間牡牛ハ1場ニ付1頭ノ外繫留ス可カラス

第11條 畜牛ノ病ニ罹リタルトキハ速ニ所轄警察署ニ届出可シ其乳汁ノ飲料ニ害アル病ナリト看認ムルトキハ搾取ヲ禁止シ若シ牛疫ナルトキハ其規則ニ依リ處分ス可シ

第12條 自用ノ為畜場ヲ設ケ乳汁ヲ搾取セントスル者ハ警視廳へ届出ノ上本則第3條第9條乃至第11條ヲ遵守ス可シ尤モ臨時検査ヲ為シ不都合ト看認ムルトキハ差止ムルコトアル可シ

第13條 此ノ規則ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ處セラル可シ(注一明治22年2月18日廳令第8號より「3日以上5日以下ノ拘留ニ處シ又ハ50錢以上ヲ壹円50錢以下ノ科料ニ處ス」と改正)

第14條 此ノ營業者ハ明治16年5月警視廳甲第7號布達ニ依リ其營業ヲ禁止若シクハ停止スル事アル可シ

警視廳訓令甲第30號

(明治23年4月18日)

牛乳營業取締規則執行心得(抄)

第1條 規則第1條ニ依リ搾取所ノ新設ヲ願出ル者アルトキハ牛舎ヲ建設スヘキ位置ヨリ隣地境界マデ5間以上竝ニ運動場ハ3間以上ノ距離アルヤ否ヲ検査スヘシ

第4條 搾取所及ヒ牛舎ノ構造ハ左ノ各項ニ適スルヤ否ヲ検査スヘシ

- 1 搾取所ノ周圍ハ適宜圍ヲ為シ運動場ノ周圍ハ駒止柵ヲ設クル事
- 2 牛舎ノ地盤ハ不浸透質ノ材料(石、コンクリート又ハ煉化漆喰敲ノ類以下同シ)又ハ1寸以上ノ厚板ヲ以テ敷設シ勾配ヲ付スル事
- 3 牛舎ハ1頭毎ニ之ヲ區分シ厚板ヲ以テ地盤ヨリ高サ3尺以上ノ境界ヲナシ前後ニ餘地ヲ存シ掃除ニ便ナラシムル事
- 4 尿樋ハ不浸透質ノ材料又ハ5寸角以上ノ木材ニ樋ヲ鑿リ付ケタルモノヲ用ユル事
- 5 尿溜ハ内外ニ釉藥ヲ燒着ケタル甕又ハ不浸透質ノ材料ヲ以テ舎外3尺以上ノ地ニ設ケ適當ノ雨除ヲ付シ其周圍ハ地盤ヨリ3寸以上ヲ高クシ雨水ノ流入ヲ防ク事
- 6 糞及不潔物溜ハ不浸透質ノ材料ヲ以テ舎外3尺以上ノ地ニ構造シ掃除口ハ厚キ挿蓋ヲ用ヒ適當ノ雨除ヲ為ス事
但底部ヲ除クノ外側圍ハ1寸以上ノ厚板(コールタールヲ塗リタルモノ)ヲ以テ換用スルハ妨ケナシ

第5條 前項第4項以下ハ郡村人家稀疏ノ地ニ在テハ尿樋ヲ箱樋ニ糞尿及ヒ不潔者溜ヲ桶又ハ箱ニ換ユルモ妨ケナシ

牛乳營業取締規則

(內務省令第15號明治33年4月7日)

第1條 本則ニ於テ牛乳ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル全乳及脱脂粉乳ヲ謂ヒ乳製品ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル煉乳及粉乳ヲ謂フ

牛乳營業者ト稱スルハ牛乳又ハ乳製品ノ搾取、製造、販賣又ハ請賣ヲ營業ト為ス者ヲ謂フ

第2條 牛乳ノ比重ハ攝氏15度ニ於テ全乳ニ在リテハ1.028乃至1.034トシ脱脂粉乳ニ在リテハ1.032乃至1.038トス

牛乳ノ脂肪量ハ全乳ニ在リテハ100分中2.7分以下脱脂乳ニ在リテハ100分中0.5分以上ノ範圍ニ於テ地方長官其ノ程度ヲ定ムヘシ

第3條 煉乳ハ水分ヲ除ク外全乳ノ諸成分ノ3倍以上ヲ含有スルモノトス

煉乳中ニ混和スル蔗糖量ハ乳糖ヲ合算シテ100分中55.0分以下トス

第4條 牛乳ノ搾取又ハ乳製品製造ノ營業ヲ為サントスル者ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

地方長官本條ノ認可ヲ為ストキハ衛生技術員ヲシテ牛乳又ハ乳製品ヲ取扱フ場所ノ構造設備ヲ検査セシムヘシ

第5條 牛乳營業者ハ左ノ牛ヨリ牛乳ヲ搾取スルコトヲ得ス

- 1 牛疫、炭疽、傳染性胸膜肺炎、流行性鷲口瘡、狂犬病、結核、痘瘡、黄疸、「アクチノミコーゼ」、氣腫疽、赤痢、乳腺病、膿毒病、尿毒症、敗血症、中毒、亞布答、腐敗性子宮炎、其ノ他熱性諸病ニ罹レル牛
- 2 牛乳中ニ移行スヘキ毒藥劇藥服用中ノ牛
- 3 分娩後7日以内ノ牛

第6條 牛乳營業者ハ亞鉛、銅、黃銅、燒附不良ニシテ且有害ノ釉藥ヲ塗布シタル陶器又ハ含鉛珐瑯ヲ塗布シタル鐵材料ニテ製シタルモノヲ牛乳又ハ乳製品ノ容器又ハ量器トシテ使用スルコトヲ得ス

第7條 牛乳營業者ハ左ノ牛乳ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ運搬シ若ハ貯藏ルヲ得ス

- 1 腐敗シタルモノ
- 2 粘稠若ハ苦味ナルモノ又ハ藍色赤色其ノ他異常ノ色ヲ呈スルモノ
- 3 他物ヲ混合シタルモノ
- 4 第5條ノ牛ヨリ搾取シタルモノ
- 5 第2條ノ規定ニ適合セサルモノ

第8條 牛乳營業者ハ前條第1號乃至第4號ノ牛乳ヲ乳製品ノ原料ト為スコトヲ得ス

第9條 牛乳營業者ハ左ノ乳製品ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

- 1 腐敗シタルモノ
- 2 他物ノ混合シタルモノ
- 3 第6條ノ容器ヲ用キタルモノ
- 4 第7條第1號乃至第4號ノ牛乳ヲ原料ト為シタルモノ
- 5 第3條ノ規定ニ適合セサル煉乳

第10條 牛乳營業者ハ牛乳ヲ配布スル容器ニ全乳又ハ脱脂乳タルコトヲ明記スヘシ

牛乳營業者ハ全乳ト明記シタル容器ニ脱脂乳ヲ容ルコトヲ得ス

第11條 牛乳營業者ハ牛乳又ハ乳製品ノ容器、量器及牛乳又ハ乳製品ヲ取扱フ場所ヲ常ニ清潔ニ為スヘシ

第12條 牛乳營業者ハ結核病、癩病、梅毒及傳染病ニ罹レル者ヲシテ牛乳、乳製品若シハ其ノ容器、量器ノ取扱ヲ為サシメ又ハ其ノ取扱ヲ為ス場所ニ立入ラシムルコトヲ得ス牛乳營業者ニシテ其疾病ニ罹レルトキ亦之ニ準ス

第13條 牛乳營業者ハ傳染性ノ疾病ニ罹レル牛ノ隔離ヲ行フヘシ

第14條 地方長官ハ當該官吏又ハ衛生技術員ヲシテ牛乳營業者ノ牛ヲ檢診セシメ一定ノ疾病ニ罹レル牛ニハ其ノ角ニ番號若クハ符號ヲ烙記セシメ又

ハ其ノ耳朶ニ番號若ハ符號ヲ記セル耳環ヲ付セシムルコトヲ得
前項ノ番號、符號又ハ耳環ハ官吏ノ許可ヲ受クルニ非ラサレハ之ヲ消除シ又
ハ除去スルコトヲ得ス

第15條 地方長官ハ第5條ノ牛第6條ノ容器ヲ用キタル牛乳乳製品第7條
各號ノ牛乳第9條各號ノ乳製品ニ關シテハ明治33年2月法律第15號第
1條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第16條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテ明治33年2月法律第15號第2
條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第17條 第14條第2項ニ違背シタル者ハ25日以下ノ重禁錮ニ處ス

第18條 左ニ掲クル者ハ25圓以下ノ罰金ニ處ス

1 認可ヲ受ケスシテ第4條ノ營業ヲ為シタル者

2 第5條乃至第9條ニ違背シタル者

第19條 第10條乃至第13條ニ違背シタル者ハ10圓以下ノ罰金ニ處ス

第20條 本則ハ明治33年7月1日ヨリ之ヲ施行ス

第21條 乳牛ノ牛舎及牛乳搾取若ハ乳製品製造ニ用ユル場所ノ構造設備及
管理方法ハ地方長官之ヲ定ム

第22條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

内務省令第37号

(昭和8年3月31日)

牛乳營業取締規則左ノ通改正

昭和8年3月31日

内務大臣男爵 山本達雄

牛乳營業取締規則

第1條 本令ニ於テ牛乳ト称スルハ販売ノ用ニ供スル全乳又ハ脱脂乳ヲ謂ヒ、
乳製品ト称スルハ販売ノ用ニ供スル煉乳、脱脂煉乳、粉乳又ハ脱脂乳ヲ謂フ
牛乳營業者ト称スルハ牛乳ノ搾取処理若ハ販売又ハ乳製品ノ製造者ハ販売
ヲ營業ト為ス者ヲ謂フ

牛乳ノ処理ト称スルハ牛乳ヲ濾過シ且殺菌スルノ操作(生乳ニ在リテハ殺菌
スルノ操作ヲ除キ、脱脂乳ニ在リテハ脱脂スルノ操作ヲ含ム)ヲ謂フ

第2條 牛乳(特別牛乳ヲ除ク)ノ搾取ノ營業ヲ為サントスル者ハ搾取場所在
地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ倣フ)ニ届出ツベシ

第3條 特別牛乳ノ搾取及処理若ハ其ノ他ノ牛乳ノ処理又ハ乳製品ノ製造ノ
營業ヲ為サントスル者ハ作業場所在地ノ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第4條～第5條(略)

第6條 牛乳營業者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル牛乳ヲ販売シ又ハ販売ノ目的
ヲ以テ運搬若ハ貯蔵スルコトヲ得ズ但シ第5号乃至第7号ノ牛乳ヲ乳製品
其他食物ノ製造原料ニ供スル目的ヲ以テスル場合ハ此ノ限ニ非ズ

- 1 腐敗シタルモノ
- 2 苦味アルモノ若ハ粘稠ナルモノ又ハ藍色、赤色其ノ他異常ノ色ヲ呈スルモノ
- 3 他物ノ混ジタルモノ
- 4 第4条ノ牛ヨリ搾取シタルモノ
- 5 全乳ニシテ摂氏15度ニ於テ比重1.028ニ満タズ若ハ1.034ヲ超ユルモノ又ハ処理シタル全乳ニシテ100分中3.0分以上ノ脂肪ヲ有セザルモノ
- 6 脱脂乳ニシテ摂氏15度ニ於テ比重1.032ニ満タズ若ハ1.038ヲ超ユルモノ又ハ100分中8.5分以上ノ乾燥物質量ヲ有セザルモノ
- 7 10立方ミリメートル中ノ細菌数2万以上ノモノ

前項但書ノ場合ニ於テハ牛乳ノ容器ニ原料牛乳ナル旨ヲ明記スベシ

第7条 牛乳営業者ハ左ノ各号ニ該当スル全乳ニ非ザレバ之ニ特別牛乳ナル名称ヲ附シテ販売シ又ハ販売ノ目的ヲ以テ運搬若ハ貯蔵スルコトヲ得ズ

- 1 同一営業者ガ第18条ノ規定ニ依ル牛舎ニ於テ結核又ハ伝染性流産ニ罹ラザル乳牛ヨリ搾取シ且同条ノ規定ニ依ル牛乳処理場ニ於テ処理シタルモノ
- 2 生乳又ハ低温殺菌方法ニ依リ殺菌シタルモノ
- 3 100分中3.3分以上ノ脂肪量ヲ有スルモノ
- 4 10立方ミリメートル中ノ細菌数500以下ノモノ

牛乳ニハ前項ノ規定ニ依リ特別牛乳ナル名称ヲ附スルノ外小児用牛乳、優良牛乳其ノ他品質ノ優良ナルコトヲ暗示スル名称ヲ附シテ之ヲ販売シ又ハ販売ノ目的ヲ以テ運搬若ハ貯蔵スルコトヲ得ズ

第8条 牛乳営業者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル乳製品ヲ販売シ又ハ販売ノ目的ヲ以テ陳列若ハ貯蔵スルコトヲ得ズ

- 1 腐敗シタルモノ
- 2 他物（蔗糖ヲ除ク）ノ混ジタルモノ
- 3 第6条第1項乃至第4号ノ牛乳ヲ原料トナシタルモノ
- 4 100分中8.0分（蔗糖ヲ加ヘザル煉乳ニ在リテハ100分中7.0分）以上ノ脂肪量ヲ有セザル煉乳又ハ100分中55.0分以上ノ糖量ヲ有スル煉乳若ハ脱脂煉乳
- 5 100分中20.0分以上ノ脂肪量ヲ有セズ若ハ100分中50.0分以上ノ糖量ヲ有スル粉乳又ハ100分中60.0分以上ノ糖量ヲ有スル脱脂粉乳

第9条 牛乳営業者牛乳ノ殺菌ヲ為サントキハ低温殺菌方法又ハ高温殺菌方法ニ依ルベシ

低温殺菌方法ト称スル摂氏63度乃至65度ニ於テ30分間加熱スルコトヲ謂ヒ高温殺菌方法ト称スル摂氏95度以上ニ於テ20分間加熱スルコトヲ謂フ地方長官必要アリト認ムルトキハ第1項ノ殺菌方法ヲ其ノ一ニ制限スルコトヲ得

- 第10条 牛乳ノ処理ノ營業ヲ為ス者ハ第4条第1号以外ノ結核又ハ伝染性流産ニ罹レル牛ヨリ搾取シタル牛乳ハ之ヲ殺菌スベシ
牛乳營業者ハ前項ノ牛乳ノ殺菌前ニ於テハ容器ニ其ノ旨明記スベシ
- 第11条 牛乳營業者ハ牛乳ヲ冷却保持スベシ但処理シタル牛乳ヲ貯蔵スル場合ハ高温殺菌方法ニ依リ殺菌シタルモノヲ除クノ外摂氏10度以下ナルコトヲ要ス
- 第12条 牛乳營業者ハ第18条ノ規定ニ依ル牛乳処理場ニ於テ処理シタル牛乳ニ非ザレバ之ヲ牛乳營業者以外ノ者ニ販売スルコトヲ得ズ
地方長官必要アリト許ムルトキハ飲食物ノ製造原料ニ供スル牛乳ノ販売ニ関シ前項ノ規定ニ拘ラズ別段ノ定ヲ為スルコトヲ得
- 第13条 牛乳營業者ハ牛乳ヲ配布スル容器ニハ着色セザル透明ノ硝子壺ヲ用フベシ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル容器又ハ乳製品其他ノ飲食物ノ製造原料ニ供スル牛乳ノ容器ニ付テハ此限ニ在ラズ
牛乳ヲ配布スル容器ハ之ヲ密閉シ且之ニ左ノ各号ノ事項ヲ明記スベシ
- 1 全乳（特別牛乳ニ在リテハ特別牛乳）又ハ脱脂乳ノ別
 - 2 牛乳營業者ノ氏名（法人ニ在リテハ其ノ名称）又ハ商号
 - 3 配布ノ月日又ハ曜日
 - 4 牛乳、低温殺菌又ハ高温殺菌ノ別牛乳ヲ配布スル容器ニハ前項ニ掲グル事項ノ外小児用其ノ他牛乳ノ品質ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ズ
- 第14条 牛乳營業者ハ乳製品ノ容器又ハ被包ニ左ノ各号ノ事項ヲ明記スベシ
- 1 煉乳、脱脂煉乳、粉乳又ハ脱脂粉乳ノ別並ニ蔗糖ヲ加ヘザルモノニ在リテハ無糖ノ文字
 - 2 製造者（輸入又ハ移入ニ係ルモノニ在リテハ発売者）ノ氏名（法人ニ在リテハ其ノ名称）又ハ商号及其ノ主タル營業所在地
- 第15条 牛乳營業者ハ亜鉛、銅又ハ此等ノ合金ニテ製シタルモノヲ牛乳又ハ乳製品ノ容器、量器其ノ他牛乳又ハ乳製品ヲ取扱フ器具トシテ使用スルコトヲ得ズ但シ牛乳又ハ乳製品ニ接触スル部分ニ鍍錫其ノ他ノ方法ヲ施シ衛生上有害ノ虞ナキモノハコノ限ニ在ラズ
- 第16条 牛乳營業者ハ牛乳ノ容器、量器其ノ他牛乳ヲ取扱フ器具ヲ使用セントスルトキハ之ニ適當ナル滅菌方法ヲ施スベシ但シ牛乳ヲ壺詰ノ儘高温殺菌方法ニ依リ殺菌スル場合ノ硝子壺ハ此ノ限りニ在ラズ
牛乳營業者ハ牛乳又ハ乳製品ヲ取扱フ器具及場所並ニ牛乳搾取ノ用ニ供スル牛ヲ常に清潔ニ保持スベシ
- 第17条 牛乳營業者ハ伝染病患者（病原体保有者ヲ含ム）結核患者又ハ癩患者ヲシテ牛乳ノ搾取若ハ処理ノ各操作又ハ乳製品ノ製造ニ従事セシムルコトヲ得ズ牛乳營業者ニシテ其ノ患者ナルトキ亦之ニ準ズ
地方長官必要ト認ムルトキハ牛乳營業者又ハ従業者ニ對シ醫師ヲ指定シテ

健康診断書ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第18条 牛乳処理場及特別牛乳ノ用ニ供スル乳牛ノ牛舎ノ構造設備及管理
方法ニ関シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第19条～第25条（省略）

附則

第26条 本令昭和9年5月1日ヨリ之ヲ施行ス

明治33年内務省令第46号ハ之ヲ廃止ス以下第29条（最終）まで（省略）